

事案の概要

・事案の経緯

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、その後、平成22年10月に当該箇所の中地から回収した廃油にポリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害物質が含まれていることが判明した。

・支障等

汚染箇所下流250mの水道水源では、取水を停止している他、他の水道水源や農業用水、内水面漁業等に支障を生じるおそれがあった。



<汚染概要>

汚染物等量:約6.6万m³

汚染面積:約1.5万m²

対策工の概要

事業主体：三重県

・汚染拡散防止及び河川近傍区域の汚染除去対策(①)

鋼矢板により汚染区域を囲い込み、汚染の拡散を防止した後、PCB高濃度箇所の汚染源域等を掘削除去した。

また、各エリアで油回収等の汚染除去対策を実施し、併せてモニタリングを行った。



・旧処分場内の汚染除去対策(②)

「PCB高濃度範囲の掘削+熱処理によるVOC等対策+キャッピング等による拡散防止措置」による対策を実施し、併せてモニタリングを行った。

行政対応・責任追及

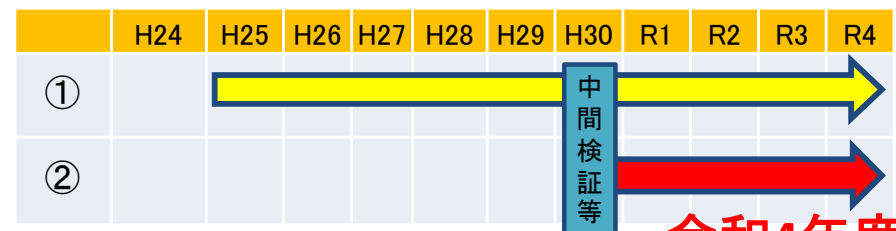
・行政対応

第1次検証(平成24年答申)では、①不法投棄の情報提供に対する詳細調査等の未実施②速やかな原因者調査の未実施等の指摘があり、①事案の進捗管理と幅広い情報収集②職員の自己研鑽等を行った。当該取組は第2次検証(平成28年答申)において概ね妥当と評価されたところであり、引き続きこれらの再発防止策に取り組むこととする。

・責任追及

関係者に対し聴取調査等を実施したが、原因者の特定には至っていない。今後、原因者が判明した場合は、責任追及を行う。

スケジュール・費用



令和4年度
事業完了

総事業費：平成25年度～令和4年度 約86億円